

会 議 録

会議名称	令和2年度越谷市社会福祉審議会 第1回障害者福祉専門分科会・第2回児童福祉専門分科会
日 時	令和2年9月30日(水) 14:00～16:00
会 場	越谷市中央市民会館4階 第16～18会議室
出席委員 (21名)	<p>【障害者福祉専門分科会】12名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高野 淑恵 委員 ・佐藤 勝 委員 ・高橋 一夫 委員 ・熊谷真貴子 委員 ・岩本 敏英 委員 ・宮下 昭宣 委員 ・新美由美子 委員 ・小林 直紀 委員 ・朝日 雅也 委員 ・小林 大介 委員 ・櫻井 豊明 委員 ・友野由紀恵 委員 <p>【児童福祉専門分科会】11名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐藤 勝 委員 ・佐藤 辰之 委員 ・會田 容子 委員 ・渡辺 寛子 委員 ・大西 孝一 委員 ・中台 正弘 委員 ・小林 直紀 委員 ・長友 祐三 委員 ・宮地さつき 委員 ・日比谷富貴子委員 ・竹内 由紀 委員 <p>※佐藤勝委員と小林直紀委員には、両分科会に所属いただいています。</p>
欠 席 (10名)	<p>【障害者福祉専門分科会】5名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松田 繁三 委員 ・岡野 昌彦 委員 ・小柳ユミ子 委員 ・松永 久美 委員 ・仲島 雄大 委員 <p>【児童福祉専門分科会】5名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠藤 進 委員 ・竹村 厚子 委員 ・斉藤 耕平 委員 ・篠崎 誠 委員 ・鈴木 礼子 委員
配付資料等	<p>【事前配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 令和元年度第4次越谷市障がい者計画進捗状況及び進捗率 ・資料2 第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画進捗状況報告(令和元年度) ・資料3 第5次越谷市障がい者計画(素案) ・資料4 第5次越谷市障がい者計画(素案)に対する専門分科会委員からの意見等一覧 ・資料5 第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画(骨子案) ・参考資料1 障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の合同開催について ・参考資料2 第4次越谷市障がい者計画 関係各課の事業進捗状況(数値目標事業)報告【令和元年度分】 ・参考資料3 第4次越谷市障がい者計画 進捗状況一覧【令和元年度取組み内容】 ・参考資料4 障がい福祉関連計画策定スケジュール <p>【当日配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料6 第5次越谷市障がい者計画(素案)に対する専門分科会委員からの意見等一覧(追加分) ・委員名簿 ・事務局職員等一覧 ・席次表

<p>会議次第</p>	<p>1 開会 2 朝日障害者福祉専門分科会長あいさつ 3 議事 ○報告事項 (1) 第4次越谷市障がい者計画の進捗状況について (2) 第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画の進捗状況について ○協議事項 (1) 第5次越谷市障がい者計画の素案について (2) 第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画の骨子案について 4 その他 5 長友児童福祉専門分科会長あいさつ 6 閉会</p>
<p>会議の内容</p>	<p>1 開会 ・今年度に新たに社会福祉審議会委員となった方の紹介 ・配付資料の確認</p> <p>2 朝日障害者福祉専門分科会長あいさつ 今日はお忙しい中ご参集いただき、御礼申し上げます。新型コロナの感染拡大がなかなか沈静化せず心配な部分も多いですが、皆様、制約や制限が多い中でご苦心、ご奮闘されていることとお察しします。限られた機会でも、また、例えば協議中でもマスクを着用しているため、相互に賛同されているのかそうでないかなど表情等からは察しにくい状況ではありますが、よりよい計画を策定するために忌憚のないご意見を頂きたいと思えます。</p> <p>3 議事 ・会議の録音について説明、承諾 ・傍聴について説明、承諾（傍聴者1名）</p> <p>○報告事項 (1) 第4次越谷市障がい者計画の進捗状況について 事務局から資料1に基づき説明を行った。 【意見等】 議 長： ただ今の説明についてご質問等がございますか。 審 議 委 員： 資料1の2ページに、「A・B・C・D・ー」の説明がありますが、令和元年度の評価の中に「D」の項目は1つもありません。これは「C」と「ー（未実施）」の境目である「D」の扱いが曖昧になっているためではないでしょうか。担当課としては、「D」の「事業に課題があり見直し」という言葉が指す意味として、何かしら実施したけれども見直しをするのか、もしくは、全く未実施で見直しをしようとしているのかという辺りがわからず、回答しづらかったのではないかと思います。 議 長： 今のご質問に関連するご発言はありますか。ないようでしたら、事務局から説明をお願いします。 事 務 局： 障害福祉課としても評価を付ける際の5段階の線引きが難しいと思っておりました。今回は委員のご意見のとおり、あいまいな部分があったので、どのような観点で評価をするのかについて、今後の検討課題としたいと思えます。考え方として、実施しないで見直しをするものなのか、実施したけれども何らかの原因があって見直しをせざるを得ないものなのかというところについて</p>

も、厳密に評価する形にしたいと考えています。

議 長： ほかに進捗状況に関連して、ご意見等はありませんか。所管するところが「A」から「D」で評価していますが、この専門分科会は越谷市民やさまざまな機関を代表して参集いただいているので、現場やサービスの受け手として、あるいは生活の中で実感する立場から、進捗状況を議論していくことも重要です。所管課からすると、未実施の中にも、実施しないほうがよいというものもあるかもしれません。その辺りも見極めながらディスカッションしていくことが大事だと思います。

(2) 第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画の進捗状況について
事務局から資料2に基づき説明を行った。

【意見等】

議 長： ただ今の説明について、ご質問等がございますか。資料2の2ページの「4 福祉施設から一般就労への移行等」に掲げている3つ目の項目の数値について、利用者の3割が企業等で働いているという実績を持つ事業所の割合を全事業所の5割以上とする目標に対して、達成率が「71%」や「50%」と表記されていますが、これは実績値であって、目標である5割は達成しているので、100%とするなど、達成しているという書き方をしたほうがよいのではないのでしょうか。

事務局： ご意見のとおり、8事業所中4事業所で、実績は50%となり、目標を達成しています。来年度の進捗状況の報告書においては整合をとるように表現します。

議 長： ほかにいかがでしょうか。

審議委員： 2ページの「5 障がい児支援の提供体制の整備等」について、平成30年度と令和元年度が「未設置」となっていますが、これは進んでいるのでしょうか。

議 長： 未設置のものは、「2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の「保健、医療、福祉関係者による協議の場」と、「3 地域生活支援拠点等の整備」も同様で、これらは設置に向けて検討するという説明がありました。「医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置」について、進んでいるのかというご質問です。令和2年度の上半期は新型コロナの影響が大きかったと思いますが、今後の見通しについて具体的なイメージがあれば、説明いただければと思います。

事務局： 今年度中に「(仮称)越谷市医療的ケア児等支援協議会」の1回目の開催を予定しています。本来は令和元年度に第1回を開催する予定で進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催に至らず、令和元年度の実績は「未設置」となりました。

事務局： 「2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」は、医療機関、障がい福祉関係事業所、行政機関がそれぞれの強みを活かしながら連携して、入院、在宅を問わず、全ての精神障がい者を地域で支えるための仕組みとしてのケアシステムをつくるというものです。予定としては、今年度11月以降に、地域自立支援協議会の専門部会で検討を始めたいと考えています。

事務局： 「3 地域生活支援拠点等の整備」は、相談機能、緊急時の対応等の機能を有した拠点や仕組みを整備するものです。令和元年度の実績は「未設置」となっていますが、これらの整備に向けた考え方の整理などを進めていくため、自立支援協議会の専門部会を昨年度末に新たに立ち上げたところです。

議 長： ほかにいかががでしょうか。なければ、報告事項は以上で終了
します。

○協議事項

(1) 第5次越谷市障がい者計画の素案について

第5次越谷市障がい者計画の素案の協議については、章ごとに事務局から説明を行い、質疑応答・意見交換に入る形で進化した。

① 第I編 第1章 計画の策定にあたって

事務局から資料3に基づき説明を行った。

【意見等】

なし

② 第I編 第2章 障がい者の現状と計画の課題

事務局から資料3に基づき説明を行った。

【意見等】

なし

③ 第I編 第3章 計画の基本的な枠組み

事務局から資料3に基づき説明を行った。

【意見等】

なし

～休憩（換気）～

④ 第II編 第1章 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進

事務局から資料3に基づき説明を行った。

【意見等】

議 長： ご質問、ご意見はございませんか。

審議委員： 49ページの、「①-4 障がい者の差別解消に係る啓発活動」の「取組み内容」について、記載をもう少し具体的に、啓発の中身を書くなどしたほうがよいと思います。参考資料3の24ページの一番下に、第4次計画における取組みについて記載があります。評価の理由のところに「正しい理解の促進に係る方策については課題があることからCとした」という記載を見ると、引き続き取り組んでいかなければならないにもかかわらず、次期計画の素案における取組み内容は第4次計画の記載と変わらないので、どのように啓発するのかなど書き加えるとよいのではないかと思います。

議 長： 関連するご発言はございませんか。何を啓発するという明示なり、この啓発によって、広まってほしい内容などを書くことではないかという趣旨だと思います。事務局、いかがでしょうか。

事務局： 委員のご指摘のとおり、「障がい者の差別解消に係る啓発活動」の取組み内容は、第4次計画のものをそのまま引き継いでいます。市としては市のホームページ、パンフレットの配布等を通して差別解消の取組みをしていますが、引き続き図っていく必要があることから、令和元年度の進捗状況はC評価としています。しかし、素案の表現は前回と同様で抽象的な表現になっているので、具体的な内容を例示として加えたいと思います。

議 長： ほかにいかががでしょうか。

審議委員： 47ページの「現状と今後の方向性」について、第4次計画の

第Ⅱ編第1章の冒頭の文章には、「障がいのあるなしにかかわらず子どもの頃からともに育ち、ともに学ぶことにより、心のバリアフリーが生まれ、こうした児童生徒の成長により地域における共生が進展すると言えます」とありました。今回の第1章の冒頭の文章では、その部分がなくなっていますが、この部分は今回も同様に大事だと思うので入れてほしいです。

議 長： 第4次計画の表現と今回の案との違いについてのご意見です。事務局から説明をお願いします。

事務局： 第5次計画の第1章は、第4次計画の第1章と第7章を統合したものとなっています。第4次計画の第1章は障がいに対する理解の促進を図る取組みについて記載していた章、第7章は障がいのある方の権利擁護の推進について書かれていた章でした。これらを統合し、今回の素案の「第1章 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進」としました。合体はさせましたが考え方は変わっていないので、今回の素案にも加えます。

議 長： 2つの章をまとめたので、従来の第1章の書きぶりとは変わる部分もありますが、趣旨は継続するという理解でよろしいかと思えます。

⑤ 第Ⅱ編 第2章 保健・医療の充実

事務局から資料3に基づき第Ⅱ編第2章の説明を行った。

【意見等】

なし

⑥ 第Ⅱ編 第3章 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実

事務局から資料3に基づき第Ⅱ編第3章の説明を行った。

【意見等】

議 長： ご質問、ご意見はございますか。

審議委員： 75ページの「②-4 障がい児支援事業の充実」について、放課後等デイサービスと児童発達支援の両方の事業がここに含まれると思いますが、放課後等デイサービスについての言及がほとんどありません。先ほどの報告のあった資料2では、放課後等デイサービスは実績が見込量の2倍となっており、ニーズはかなり多いので、放課後等デイサービスの充実について、計画の中でぜひお示しいただきたいと思えます。

議 長： 関連するご発言はないでしょうか。ないようでしたら、事務局から回答をお願いします。

事務局： 放課後等デイサービスは、計画素案の75ページの取組み内容のうち、「障害児通所支援」に含まれますが、ご意見のとおり、利用者のニーズが年々多くなっていることは、申請件数の増加等にも表れています。子育て支援課としては、そのニーズにきめ細かく対応できるように、相談体制、支援体制の充実を図っていく考えですので、その趣旨が伝わるような表現に修正します。

議 長： ほかにはいかがでしょうか。

審議委員： 今の点に関連して、実際、学校現場でも放課後等デイサービスの利用のお子さんが増えているという実感があります。デイサービス事業者と学校との連携が重要になってきており、その連携が学校生活の充実にもつながりますので、もし可能であれば、この項目か、もしくは学校教育に関するところに、学校との連携の促進のようなことを一言書いていただけるとありがたいです。

⑦ 第Ⅱ編 第4章 教育・育成の充実

事務局から資料3に基づき第Ⅱ編第4章の説明を行った。

【意見等】

議 長： ご質問、ご意見はございませんか。

審 議 委 員： 89ページ、「③-6 教職員研修の充実」について、**資料4**のNo. 14の意見に対応していただき、お礼申し上げます。ここにいる皆さんはお忙しい中で一生懸命取り組まれています。これからは児童生徒のときから福祉や障がいについて理解を促進していかないと、共生社会の実現は難しいと思います。児童生徒に障がいについて理解してもらうためには、まず先生方がそれを知らないといけないと思いますが、現在は、教員になる上で福祉教育の勉強は必修となっておらず、障がい児教育等について詳しくない方が現場に立っています。そういった先生のクラスに、例えば自閉症児が在籍することになると、その先生は困るだろうと思います。そうならないよう、ぜひ全教師に研修をしてほしいと考えて、意見を出しました。学校で努力されているのはよく理解しています。例えば、アイマスク体験や車いす体験などはよく行われていますが、外から障がいが見えない、例えば自閉症などについての研修はどの程度なされているのでしょうか。知的障がい等についても研修を進めてほしいです。次に、「③-11 支援籍学習の推進」について、越谷市は2つの特別支援学校があります。ここに書いてあるとおり、支援学校に通っている生徒は、土曜日、日曜日は住んでいる学区にいますので、本来、その学区の生徒と友達になっていなくてはいけないと思います。しかし、こういう交流活動をしているにもかかわらず、十数年前は、地元の学校に交流の申し入れをすると、学校の反応は、けがをしたらどうするのか、送り迎えは誰がするのか、急に発病したらどうするのか、給食はどうするのか、保護者は来るのか、支援学校の先生は来るのかなど、できない理由を並べられて、結局実現しませんでした。ここには支援学校に通う子と地域の学校の子の交流を行うとありますが、以前はお互いが仲良くなるチャンスを失っていました。今は、この交流は進んでいるのか聞きたかったのですが、今日は教育委員会の方が来られてないので、意見として聞いていただければ結構です。

議 長： それでは、ご意見ということで受け止めさせていただきたい。

審 議 委 員： 特別支援学校に関わる③-9、10、11の取組みについて、**参考資料3**では、進捗状況がそれぞれA、B、Bとなっています。先ほどの意見にありました交流については10番、支援籍学習については11番で、B、Bとなっていますが、実際の今の状況をご紹介しますと、交流はかなり進んでおり、盛んに行われています。支援籍学習も以前に比べると大きく進んでいます。学校によってはぜひ来てほしいという話を頂くこともあります。私の学校の生徒は、今、260人くらい在籍していますが、必ずしも交流を希望するとは限らず、「残念ながら希望者がいない」とお断りするところもあるくらいなので、越谷市の小中学校の意識は昔とは比べものにならないくらい進んでいると思います。このため、10番、11番のBという評価については、かなりAに近いものではないかと私は思っています。これらは必要な項目なので、Aが付いたとしても項目は引き続き残していただき、ぜひ特別支援学校との連携を図っていただきたいと考えています。私たちも越

谷市に貢献したいと思っています。支援籍学習についても、大変重要だと思います。これからもさらに広げられるよう、特別支援学校としても頑張っていきたいと思っています。人数は把握していませんが、当校では間違いなく年々伸びています。

審議委員： 今の話に関連して、本校では越谷西特別支援学校と支援籍学習を行っており、昨年度は延べ10回近く実施しました。今年は新型コロナウイルスの影響で1学期はできなかったのですが、2学期からスタートすべく、今、準備を進めています。現在は特別支援学校のコーディネーターが各小中学校を尋ねて、丁寧に下準備等をし、当日は支援学校の先生や保護者もいらっしゃるのでも、学校としても安心して受け入れていますし、子どもたちも交流を楽しみにしています。お楽しみ会を準備して歓迎したり、できる範囲でスポーツやレクリエーションを楽しんだり、図工や音楽など一緒に活動や勉強をするなど、小学校の子どもたちにとっても、障がいへの理解を進めること、豊かな心を育てるということに役に立っています。これからも進めていきたいと思っています。2点目に、細かいところになりますが、89ページの「③-9 特別支援学校との連携」と「③-10 特別支援学校や障がい者福祉施設との連携」について、両方とも支援学校との連携となっていて、区別しづらいことが気になりました。内容を見ると、③-9は組織や教職員の視点、③-10は児童生徒の話なので、例えば③-10は「連携」ではなく「交流促進」にするなど、あるいは、交流を連携に含める、つまり③-9を③-10に含めて1つにまとめても、わかりやすくなるのではないかと思います。

議長： ほかにはいかがでしょうか。

審議委員： 文言に関して、この章のお子さんに対する表現が、「児童」「児童生徒」「子ども」などいろいろあります。このように書き分ける理由があるのであればこのままでいいのですが、ないのであれば統一したほうがよいと思います。

議長： 先ほどの「連携」も、連携する立場からどこを連携するという言い方にするか、客観的に見てAとBが連携するという形にするか、今一度整合性を付けていただきたいと思います。市民の方が理解できるようにしていくことが大事だと思います。

⑧ 第Ⅱ編 第5章 雇用・就労の確保

第6章 生涯学習環境の整備・充実

第7章 生活環境の整備・充実

会議時間の兼ね合いから、事務局より資料3に基づき一括して説明を行った。

【意見等】

議長： ご質問、ご意見等はございますか。

審議委員： 少し戻りますが、49ページ、①-1の取組み内容にある「合理的配慮」という言葉について、社会一般の方々に合理的配慮の意味を伝えきれていないと非常に感じています。7月の終わり頃に、大阪で自治会の班長選びをめぐって障がい者の方が自殺されたというニュースがありました。強要されたのかどうかは不明ですが、圧力を受けて「おかねのけいさんはできません」、「ひとがたくさんいるとこわくてにげたくなります」など書かされ、それを自治会のみんなに見せると言われて、この方は命を絶ってしまったということでした。一般の方の考える社会に障がいのある方の社会を当てはめることは非常に難しい。どうしてもはみ出てしまう部分があり、そこが合理的配慮となります。この合理的配慮につい

ては、行政が自治会関係者、民生委員等に対して研修を行っていただかないと、浸透していかないと思います。行き過ぎた、かたくなな平等は、障がい者を排除することになりかねません。合理的配慮と特別扱いは別物だということを啓発していただきたいと思います。

議 長： 差別解消のところに関してのご発言をいただきました。このことは、第5章～7章においては、雇用・就労のところに関わってくると思います。第7章の福祉のまちづくりではハード面が強くなっていますが、当然、合理的配慮を提供できるまちづくりも重要だと思うので、表現を工夫して、コンセプトを入れていただければと思います。

⑨ 第Ⅲ編 計画の推進に向けて

事務局から資料3に基づき説明を行った。

【意見等】

なし

(2) 第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画の骨子案について

事務局から資料5に基づき説明を行った。

【意見等】

議 長： 今日骨子案を示されただけで、内容については次回の会議で協議することをご理解いただければと思います。

進捗をきちんと見ながら、次の計画を2つの分科会が合同で協議を行うには、時間的に制約があります。特に今年度は回数をコンパクトにして進めなければいけないということで、前もってご意見を頂いてはいますが、今日の中で気が付かれたこともあると思います。それは必要に応じて事務局にお伝えいただきたいと思っています。ご協力をお願いいたします。

4 その他

事務局から以下の点について、連絡を行った。

・次回の合同分科会は令和2年11月4日（水）を予定しており、これがパブリックコメント前の最後の会議となる。

※今回示した障がい福祉計画・障がい児福祉計画は骨子案にとどまっているため、障がい者計画と同様に次回会議の開催前に資料を送付し、書面でご意見を頂くようにしたいと考えている。

5 長友児童福祉専門分科会長あいさつ

短時間の中で忌憚のないご意見を頂き、御礼申し上げます。朝日分科会長からお話があったとおり、意見を出し切れない部分もあったと思いますが、引き続き事務局へご意見を出していただければと思います。

6 閉会